

第九回 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和六十二年九月十八日(金曜日)
午後十一時三十分開会

委員の異動

九月十八日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長

村上 正邦君

理事

大浜 方栄君

梶原 清君

吉川 博君

赤桐 操君

多田 省吾君

委員

井上 裕君

大河原太一郎君

河本嘉久蔵君

斎藤栄三郎君

斎藤 文夫君

中村 太郎君

福田 幸弘君

藤野 賢二君

矢野俊比古君

山本 富雄君

志苦 裕君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

塩出 啓典君

和田 敦美君

橋本 敦君

吉岡 吉典君

栗林 卓司君

國務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局次長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

国税庁次長

事務局側

常任委員会専門員

保家 茂彰君

野末 陳平君

中曾根康弘君

宮澤 喜一君

藤井 孝男君

角谷 正彦君

斎藤 次郎君

水野 勝君

大山 綱明君

足立 和基君

藤田 弘志君

藤田 恒郎君

平澤 貞昭君

内海 孚君

日向 隆君

本日

の会議に付した案件

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 本法案についての具体的な質問に入ります前に、中曾根総理が総理に就任されて以来、大蔵委員会でかなり重要な法案が論議をされてまいりました。また成立もいたしております。この中で、今考えてみますという、まず第一点としては、これはかつての五十八年から九年にかけての段階だったと思いますが、高率補助金の一括一〇%削減に関する法律案が提出されました。この中では、これは六十数項目にわたる内容でもあり、さらにまた、その内容は各それぞれ委員会にかかわる内容であり、したがって各委員会別にこれは当然論議をすべきものではないのか、あるいはまた連合その他の関係で十分な論議を尽くす内容を持つものではないのかと、こういう意味合いから、この法案についてのあり方についてかなり厳しい姿勢を私たちはとりました。しかし、これは当時の状態の中では、この法案については一括でやるんだということでの法律が提案をされるに至ったわけであり、衆議院の方では大蔵委員会で行われましたが、参議院におきましては特別委員会が設定されまして、そこで検討されたことは御承知のとおりであろうと思えます。

これは、私は大体その法案の提出の仕方について誤りではないか、各種のものについてそれぞれの分野にわたっているものを一括して行うということについては誤りではないかと、こういうことについてかなり厳しく私は第一点として主張をいたしましたわけであり、さらにまた、それぞれの歴史的な経過があつてきてきたものに対して一律一〇%でカットするということについてはいかなるものであるかと、そしてまた、これは地方自治体のそれぞれの予算にも大きな関連を持つものであり、こういう角度からこれに対する私たちは反対をいたしましたわけであり、法案の提出の仕方についても大きな私

たちは問題を提起いたしました。しかし、それは強引に当時の情勢の中では可決、決定に至ったわけであり、これも御記憶に新たであらうと思ひます。

それから、二つ目の問題といたしましては、財源確保に関する法律がございました。これは毎年大蔵委員会に提案されてきているのであります。すなわち、一言にして言うならば、赤字国債の発行に関する法律であつたと思ひます。これは実は財源確保等に関する法律案ということで、たぶん五十九年、六十年だつたと思ひますが出されております。その中身を見ますという、法案の内容が実は異なつたものが一括して二つになつて出てきておるわけですね。

具体的に申し上げますれば、財源確保に関する赤字のいわゆる国債を発行することについてのこの法律については毎年出されてきておるのでありますから、これはまあわかるわけであり、しかし、五十一年から発行されて、過去九年間にわたつて行われてきたものについていずれも十年で返還することが赤字国債の条件であります。これを全部一括してこの法案とまとめて整理をしてしまふ、十年の枠を取つ払う、こういう実は法案であつたと思ひます。

これは、私は当時本会議におきましても指摘をいたし、さらにまた委員会においても、これは当時の竹下大蔵大臣でございましたが、かなり長期にわたつて私はいろいろ問題提起をいたしました。少なくとも、これは法案が異なる内容のものである以上は二つのものに分けるべきではないか、こういうことも主張をいたしたと思ひます。

今回のこの法案につきましても同じようでありまして、大体今回の提起されております法案全体の中でも減税の問題とマル優の問題とはおよそ

それは性格を異にするものであります。しかも前国会におきまして、あるいはまた与野党書記長・幹事長会談の中におきまして、これらについてはマル優は出さぬというのを申し合はせておるにもかかわらず、今回は二つのものを一つにまとめて提起をされているわけでありまして、私もといたしましては、これについてはおおよそ筋道ではないかということもいろいろと申し上げてきたわけでありまして、

このように、こうした法律の組み合わせ方、提案の仕方ということとはかつてなかつた私どもは思ふのであります。中曾根内閣になりましてから、これら一連の法案の形式を打ち出しておるわけでありまして、一体総理はどういうお考えをお持ちで出されておるのか、まず冒頭に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 赤桐さん御指摘のとおり、五十八年の補助金一括法案につきましていろいろ御指摘をいただいたことも事実であります。それから、財源確保法案の問題のときにも御指摘をいただきました。そのときも御答弁申し上げましたが、補助金一括法案の場合にはいろいろな項目が載っておりますけれども、いわゆる行政改革を行うというその目的においては一致しております、そういう性格から見まして、今まで先例もあることでもありますが、今回はこういう措置を特別にとらしていただきました。

また、財源確保にいたしまして、同じように財源確保という考え方において一致いたしておりまして、その中身につきましては、若干今までの例と違う面もございますけれども、しかし財源確保という目的においては一致しておる、そういう意味において同じような措置をとらしていただいたいものでございます。

今回の減税とマル優の問題につきましては、衆議院における税制協議会における御議論がございまして、一定の段階に達したときに委員の皆さん、協議会の会員の皆さんから衆議院議長に対して報告がございまして、この報告等をも踏まえまして

政府としての処置をとらしていただいた。一つにはかなり思い切つた所得税の減税を行いますが、その恒久的財源というものを措置する、与野党の合意の中にもやはり減税につきましては恒久的財源を措置する必要があるという認識においては一致しておつたわけでございます。そういうような考えもございまして、減税に伴ひましてそのような措置をとらしていただいたということで御理解願ひたいと思ふのでございます。

○赤桐操君 こういった形の法案の提案の仕方というものがこれから常態として行われていくということについては、我々がこれから各種の法案審議に取り組んでいく上におきまして、また議会議事からいいたしましても非常に大きな問題を残してきておると思ふのであります。したがって、このようない方についてはそれぞれの委員からも厳しく指摘をされていることであるし、さらにかつては財源確保に関する法律の問題等につきまして、これはかなり与野党の中でも大きな問題があつたはずであります。

いろいろとそういうわけでありまして、その前の補助金の一括法の問題につきましても、これは全国的にかなりの大きな問題を起こしているわけでありまして、こうした審議の仕方については、私は今回のこの問題を契機にいたしまして今後はひとつ改めてもらいたいと思ひますが、総理のお考えはいかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) この法案を提出いたしますときには、前回の補助金の場合も財源確保の場合もそうでございますが、法制局ともよく相談をいたしまして、法制的にはこれは認められるところである、そういうような判断を得まして提出申し上げた次第なのでございます。

確かに、今までのやり方からいいますと、一括にまとめるという力が強過ぎると、そのようにお考えになるのも無理もないという点もあると思ひます。

しかし、やはり行政改革とか、あるいは財源確保とかいう、そういう目的において完全に一致し

ているという意味においては、私たちは違法でもないしまた不当でもない、そのように考えて提出していただいたわけでございます。

将来の問題につきましては、赤桐さんや、当時野党の皆さん方からも、そういう御指摘がございました。我々としてもよく検討して処理すべきであると思ひます。

○赤桐操君 九月四日の参議院本会議におきまして私は代表質問で申し上げたわけでありましたが、私のこの質問に對しまして総理の御答弁は、政府としては新型間接税を含めて直間比率の見直しを放棄したものではないと、かなり意欲的な新型間接税、大型間接税と称するものであらうと思ひますが、こうしたものに対するところの注目すべき発言をしておられると思ふのでありますが、この点については、真意をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点につきましては、過般の通常国会におきまして衆議院議長があつせん案を出しまして、与野党の合意を見たのであります。もつとも、共産党はそれには参加しておりませんが、共産党を除く野党の合意を見たわけでございます。

それによりまして、やはり税制の根本的な改革は必要である。それから、直間比率の問題も至急解決を要する問題である。そういう点において一致しておつたわけでございます。

今回は所得税のかなり思い切つた減税、あるいはマル優問題、あるいはそのほかの土地税制その他に関する税制改革ということでお願いしておるわけでございますが、これはやはり衆議院議長があつせんをいたしまして合意を見ました、やはり税制の根本的な改革の一環として我々は考えておるわけでございます。

しかし、衆議院におきます税制協議会の経緯もございまして、また税制協議会が今後も存在するであらうと我々は考えます。それらの税制協議会の将来のあり方等も踏まえつつ、やはり最初に衆議院議長があつせん示されたように、税制の

思い切つた改革、その中には直間比率の見直しも含むと、そういう考えに立ちまして、その志は捨てないということを申し上げておるわけでありまして、

○赤桐操君 私どもは、大体今回のマル優の、減税とあわせての提案の仕方というものは、これをステップにして、これは強引に今国会で成立を図り、次においては少なくとも新型間接税と申しますが、大型間接税と申しますか、この間接税の提案に出てくるであらう、その前提として今回このようなものを出したと、こう実は私どもは考えざるを得ないわけでありまして、

そういう意味合いで実は御質問申し上げたところ、かなりの意欲的な御回答でございましたから、それでは、あなたは次の段階で、将来に對してこの法案の準備をなさっているんですかと、さらにまた、新型間接税の実現のためにいろいろの諸準備を行っているところでございますかと、こういう実は質問になつたわけでありまして、大体まあ今の御回答でわかりましたけれども、直間比率の見直し、こうしたものの上立つて新型間接税の実現のために取り組むと、このように理解してよろしいわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは、衆議院議長があつせんのお考えに從ひまして、税制の大きな、根本的な改革を志し、その中の一環においてやはり直間比率の見直しということもあつせん案の中にあるように我々は考えておるわけでありまして、

そのほか、最近の敬老の日における総務庁の発表等を見ますと、六十五歳以上の老人が千三百万を超えてきた、百歳以上が二千二百人以上になつた。非常におめでたい、うれしい話であります。しかし、このように長寿社会がこれほど急激に來るとは実は余り予想しておられなかつたと思ふのであります。そういうことになりましたと、これらの高齢者の皆さんの医療費あるいは年金そのほかに對する措置をやはりこれから真剣に考えていかなければいけない。

国民の皆さんの世論調査等を見ますと、一番関

心のある一つは老後の問題であります。非常に老後のことを皆さん心配してらっしゃる。そうしますと、今年金の掛金をしめるには国民健康保険等で掛金もしておる方々が、六十五歳以上になったとか七十になったときに果たして今のような医療や年金が受けられるのかという不安を感じておられるに違いない。そういう点も考えまして、やはり今からそういう点については我々は心がけていかなければならない。そういうような考えもありまして、税制の大きな改革の一つの考え方の中に今の長寿社会化という問題もやはり大きく影響してゐるのではないかと思ふのであります。

○赤桐操君 それでは、若干具体的な面について入っていきたくと思ひますが、時間の関係がありますのでお尋ねし切れるだけの時間はないと思ひますので、きょうはできる限りお伺いをしておきたいと思ひますが、今老人関係の問題が出ておりますので、医療の問題で少しく伺いたいと思ひます。

政府は、今回の行政改革の中で、医療保険に対する患者負担を増大させてきてゐることは事実であります。五十九年の十月以降は、被用者保険本人の患者負担もそれまでの定額の初診時の負担にかえて一割負担を導入されてきておるわけであり

最近の医療費の引き上げの中で、国民皆保険という中で患者の負担は増大したておることはこれはもう事実でございます。そういう点に、従来認められておつたところの医療費控除の対象者、すなわち五万円を超える医療費負担者のこの足切りの限度額を二倍の十万円に今回はいしよとこういうことにしているわけでありますが、これはいささか、一挙に十万円の倍加ということでは行き過ぎではないのか。同時にまた、いろいろと現状等を見てみると、少なくとも五万円の状態で今しばらくの間、この医療費の各種引き上げ等の状況から見て、足切りを十万円にすることは今回は見送つて、五万円の現行でいくべきではないか、こういうふうに私も要求をいたしてお

るわけですが、この点についてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般に所得税におきましては、赤桐委員がよく御承知のように、一般的な経費は基礎控除等々の人的控除をもってこれを賄うということにいたしておるわけでございまして、中で特に平均以上に高い経費、入費を必要とする場合がございまして、そういうものにつきまして特別に経費を認めるといふことを考えておるわけでございます。医療費はその場合に該当をいたします。

現在の五万円という限度は昭和五十年に定められたものでございまして、当時の医療費の平均は四万円程度でございました。したがって、それをやや上回る五万円というものを限度としたいたしたわけでございまして、それから十年たちまして現在医療費の平均は八万円ぐらゐになつております。したがって、十年の経過もございまして、いろいろなことを考えますと、この際十万円程度にこれを切り上げることが適当なのではないかと。

と申しますのは、再度申し上げますが、一般的な経費は人的控除をもつて賄うという原則がございまして、それを大きく超えるものということになりますと平均を超えました十万円あたりが適当な境界ではないか、このように考えまして御提案をいたしております。

○赤桐操君 これは実際に病院等で見ますとわかりますけれども、医療保険でいろいろ問題になつてまいりますのは、保険の自己負担分以外に、保険で認められない差額ベッド料、これは相当大きなものがあります。それから付添看護料、これも大変大きいです。こうしたものを負担しなければならぬ状態に置かれてゐる。さらにまた、年寄りの入院についてはおむつ代などといつてこれも多額の費用を取られるようになってきてゐる。こういうことについては御存じかどうか知りませんが、これは実態論でございまして、行つてみると確かにこれは大変なんです。個人的なことを

申し上げて大変恐縮ですが、私どもの親戚にもございまして、実にこれは苦勞をしております。そういう現状も私は見ております。そういう現状。さらにまた、高齢化の進行の中では寝たきり老人といふのはさらにこれは多くなつてくると思ふんです。それに対する今申し上げてきたような介護を要するそれぞれの事情といふものは増加してくるだらうと思ふんです。

こういう中で私は少なくとも足切り五万円を十万円に持つていく、しかし、これは十万円にしてしまへば事務その他の点についても煩雑さを防ぐことはできるかもしれぬけれども、いささかこれは飛び上がり過ぎた状況ではないか。現状、保険やその他で保障できないものが相当個人で負担されている状況の中では、この足切りといふものがかなり家計によつては大きな負担になるだらう、こう思つて私は申し上げてゐるわけでありまして、したがって、これらにつきましては私も社会党や公明党、民社党の三党からも五万円の現状でいくべきだといふ提案をいたしておりますが、重ねて伺ひますが、この点についてはもう一歩前進したお考えを持つことはできないかどうか。伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かに、御指摘のように十年前の限度をそのまま維持しておりますために還付請求が非常に大きくなつておりまして、それは税務処理の上でかなりの負担になつております。それは事実でございます。

しかしそれよりもむしろ、先ほど申し上げましたように、やはり一般的な経費を超えるものについて特別の控除を認めるという考えから申しますならば、十年間たいたいま申したような理由で据え置いてまいりましたものを、現在の平均をやや上回るところへ限度を設けるといふのは、考え方として、その他の人的控除が御承知のようにいろいろございまして、それとあわせ考えますと、妥当なところではないかと、政府としては考えた次第でございまして。

措置の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

この制度による貯蓄の残高は、六十二年の三月末現在で十一兆円というように私は報告を聞いております。四十六年にこれはスタートをいたしておるわけでありますが、そうした中でいろいろ経済情勢等もかなり乱気流がございまして、狂乱物価と言われる物価上昇、こうした時代も経てきてゐるわけでありまして、この中で勤労者は勤労財産の形成といふことで天引きで実はいろいろと努力をしてきた経過があると思ふのであります。

今回の中では年金と住宅関係だけは現行のままにいくけれども、一般についてはこれを除く。要するに廃止をする。そういうわけでありまして、これも、これは私はこの財形の内容をよく見てみるといふと、これらの積み立ててゐる金の考え方といふものは、率直に申し上げますけれども、これはもちろん年金と住宅といふことにもありますけれども、それよりももっと広範に、そうしたもののいろいろな意図するけれども、労働者は例えば教育の問題であるとか、老後におけるところの自分のいろいろな医療その他に使うための積立金であるとか、こうしたものを個人の積み立てで、任意に積み立てるということがなかなかできないんです。したがって、会社なりそれぞの天引きで貯蓄をする、こういう実は形態をとりながら営々とやってきたものだと思ふんです。

これは勤労者にとつてはそれなりに実は頼りにしてゐる財産なんです。それを年金、住宅は別にして、もっと大きな比重を占めておるところの一般の財形を廃止をするということについてはこれはいささか酷ではないか、こういうふうに私も私は主張しているわけですが、この点についてはいかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点につきましては、確かに赤桐委員の御指摘のような考え方もあろうかと存じますが、このたび私どもは一定の限られた目的、現在特に必要であると考へられております住宅でありますとか、あるいは年金につき

